

国際日本文化研究センター貴重図書指定基準

(平成4年4月1日制定)

1 日本語図書

(1) 刊本

- ① 慶長以前（～1614）に印刷されたもの。
- ② 元和以降（1615～）に印刷されたもので、次の各号に該当するもの。
 - (ア) 伝本が少なく、資料的価値が高いもの。
 - (イ) 名家旧蔵本、書き入れ本等で資料的価値が高いもの。
 - (ウ) 図画等（絵画、地図、設計図、印譜、拓本等）で資料的、芸術的価値が高いもの。

(2) 写本

- ① 慶長以前（～1614）に書写されたもの。
- ② 元和以降（1615～）に書写されたもので、次の各号に該当するもの。
 - (ア) 伝写本が少なく、資料的価値が高いもの。
 - (イ) 名家自筆の稿本、書簡、手写本、旧蔵本で資料的価値が高いもの。
 - (ウ) 名家の書入れ等により、資料的価値が高いもの。
 - (エ) 図画等で資料的、芸術的価値が高いもの。
 - (オ) 記録、文書等で資料的価値が高いもの。

2 外国語図書

(1) 刊本

- ① 開国期以前に印刷されたもの。
- ② 開国期後に印刷されたもので、次の各号に該当するもの。
 - (ア) 伝本が少なく、資料的価値が高いもの。
 - (イ) 名家の書入れ等により、資料的価値が高いもの。
 - (ウ) 図画等（絵画、地図、設計図等）で資料的、芸術的価値が高いもの。

(3) 写本

- ① 開国期以前に書写されたもの。
- ② 開国期後に書写されたもので、次の各号に該当するもの。
 - (ア) 伝本が少なく、資料的価値が高いもの。
 - (イ) 名家自筆の稿本、書簡、手写本で資料的価値が高いもの。
 - (ウ) 名家の書入れ等により、資料的価値が高いもの。
 - (エ) 図画等で資料的、芸術的価値が高いもの。
 - (オ) 記録、文書等で資料的価値が高いもの。

3 作成資料

特定の個人又は機関等が収集した多数の図書からなる図書群で、1～2の各項の基準に合致する図書を多く含み、また特に一括して保管、利用することにより高い資料的価値を有するもの。

附 則

この基準は、平成4年4月1日から施行する。